

募 集

統計調査の調査員を募集します

【総務課】

国の統計調査に従事し、橋本市内で調査票の配布や回収などを行う調査員を随時募集しています。応募者は面談の上、「登録調査員」として登録し、統計調査があるときに、市から調査を依頼します。

●応募資格

- 原則として満20歳以上の人
- 責任をもって調査を遂行できる人など

●報酬

報酬額は国の基準に基づいており、調査の種類や業務量によって異なります。

●申込方法

市ホームページ（右の二次元コード）または電話で申し込んでください。



●問い合わせ 総務課 文書統計係 ☎33-6110

骨粗しょう症検診受診者を募集します

【保険年金課】

●受診資格 申請時に次の①～③すべてを満たす人

- ①満40歳以上75歳未満の橋本市国民健康保険被保険者
- ②国民健康保険税を完納している人
- ③昨年度に受診していない人

※ただし、妊娠あるいはその可能性のある人は、胎児への影響を勘案し、受付できません。

●受診期間 6月中旬～令和6年3月末

●募集人数 80人

●個人負担金 1,000円

●受診場所・受診日

- 橋本市民病院（火・金曜日）
- 紀和クリニック（月・水・金曜日）

●申込開始日 6月2日(金)

●申し込み・問い合わせ

保険年金課 国民健康保険係 ☎33-1271

老人ホーム国城寮職員募集

【伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合】

●募集職種（採用予定人数）

- ①介護員（1人）
- ②介護員※（1人）

●受験資格

- ①介護員
 - 昭和44年4月2日以降に生まれた人。
 - 日本国籍を有しない人や、地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人は受験できません。
- ②介護員※
 - 上記①の受験資格および介護支援専門員資格を有する人（資格取得見込みを含む）。

受験案内・申込書は、養護老人ホーム国城寮総務係窓口または、ホームページから入手できます。

●第1次試験日 7月9日(日)

●試験会場 市民会館

●受付期間

6月1日(木)～16日(金)（土・日曜、祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
※郵送による受付はしません。

●採用予定日 9月1日(金)

●提出先・問い合わせ

養護老人ホーム国城寮 ☎32-1321
<http://www.kuniki.sakura.ne.jp/wp/>

広報のデジター図書CDの配布について

【秘書広報課】

目の不自由な人や、字が読みにくくなった人のために、広報（広報はしもと、市議会だより、はしもと市民病院だよりなど）のデジター図書CDを配布しています。デジター図書CDの配布を希望する人はお問い合わせください。

●問い合わせ

秘書広報課 広報広聴係 ☎33-3708

税

国民健康保険税の見直しについて

【保険年金課】

国民健康保険の財政運営は県が主体となり、国民健康保険税の算定税率は、毎年、県が示す標準保険料率をもとに市が決定します。

税率変更による被保険者の皆さんの急激な負担増を回避するため、橋本市国民健康保険事業基金の繰り入れを計画的に行い、税率の激変緩和を図っています。

●国民健康保険税の算定内訳の変更

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分について、それぞれ、所得割、均等割、平等割の3つの項目を算出し、年税額を決定しています。本年度は次のように算定内訳を変更しました。

税内訳 (前年度比)	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
所得割 の率	7.9% (+0.5%)	2.6% (+0.4%)	2.3% (+0.2%)
均等割 の額	28,500円 (+1,600円)	9,700円 (+500円)	10,400円 (+600円)
平等割 の額	21,100円 (-200円)	7,100円 (-100円)	5,500円 (+200円)
1世帯の 最高 限度額	65万円 (増減なし)	22万円 (+2万円)	17万円 (増減なし)

●軽減制度の拡充について

令和5年度の国の税制改正に伴い、均等割と平等割が軽減される世帯の前年分総所得金額などの基準が引き上げられました。

●問い合わせ

保険年金課 国民健康保険係 ☎33-1271

納期限のお知らせ

【税務課】

●6月30日(金)

市民税・県民税……………1期

●問い合わせ 税務課 収納係 ☎33-6109

固定資産税評価業務について

【税務課】

●現地調査に関する業務

固定資産税の評価業務のうち現地調査に関する業務の一部を民間事業者および不動産鑑定士へ委託しています。委託事業者などが、調査のため皆さんのお住まいの周りを訪問し、記録写真を撮影させていただくことがあります。ご理解ご協力をお願いします。

●委託事業者

●国際航業株式会社

委託事業者の調査員は、業務にあたり制服を着用し、市が交付する証明書を携帯しています。不審に思うときには、証明書の提示を求めると、税務課までお問い合わせください。

●市が委託契約を行う不動産鑑定士

不動産鑑定士は、業務にあたり市が交付する証明書を携帯しています。不審に思うときには、証明書の提示を求めると、税務課までお問い合わせください。

●家屋評価に関する業務

新築家屋などの家屋評価に市職員が訪宅します。
※できる限り事前に連絡しますが、所有者が確認できない家屋などがある場合は、直接訪宅させていただきます。

●問い合わせ

税務課 資産税係 ☎33-3706

休日と夜間の納付・納税相談

【税務課】

事情があり納期限までの納付が困難な人を対象に、休日と夜間に納付・納税相談を行なっています。

●相談日時（第4日曜日および第4水曜日）

6月25日(日) 午前8時30分～午後5時
6月28日(水) 午後5時15分～8時

●場所・問い合わせ

税務課 収納係 ☎33-6109

消費生活啓発ポスターを募集します

消費生活についての注意喚起や啓発などに活用する「消費生活啓発ポスター」を募集します。入賞作品は来年の消費生活啓発カレンダーの挿絵になる予定です。応募者全員に参加賞もあります。ぜひご応募ください。

【消費生活センター】

●対象者 市内に在住、在学する児童・生徒

●テーマ

- ①靈感商法トラブルの防止、②契約トラブルの防止（靈感商法以外）、③高齢者の消費者被害防止、④環境問題の解決に向けた消費行動、⑤エンカ消費の普及および食品ロス削減の推進、⑥インターネットに潜む危険、⑦成年年齢引き下げによる消費者被害防止



▲昨年の最優秀作品

●応募期間

7月3日(月)～9月4日(月)（必着）

●応募方法 持参または郵送

●申し込み・問い合わせ

〒648-8585（住所記入不要）
消費生活センター ☎33-1165

市税の納付忘れはありませんか

市税は、まちづくりを支える大切な財源です。納期限の過ぎた市税をまだ納付されていない人は、至急、金融機関または税務課で納付してください。



●市税は納期限内に納付しましょう

納期限までに市税を納付しない場合、督促状が送付され、本税に加え督促手数料と延滞金を合わせて納付していただくことになります。

●滞納を放置しておく、滞納処分の対象となります

督促や催告により納付を促しても納付しない滞納者に対し、預貯金、給与、動産、不動産などの差押えを行い、延滞金を含めた滞納税額を強制的に徴収します。

●困った時にご相談ください

やむを得ない理由で一時的に市税を納付することが困難な人は、徴収の猶予などをできる場合がありますので、ご相談ください。

●問い合わせ

税務課 収納係 ☎33-6109